

返戻金に関する資料

(人材紹介料の返還)

人材紹介料発生の契機となった当該被採用者が入職した日から6ヶ月以内に自己都合退職、または本人の責めに帰すべき事由による解雇により退職した場合は、その退職日から1ヶ月以内に、以下の各号に定めるところに従い人材紹介料の一部(消費税を含む。以下同じ。)を指定する銀行口座に振込の方法により返還する

- ① 入社日後1ヶ月以内に退社：コンサルタント料の100%
- ② 入社日後1ヶ月超え3ヶ月以内に退社：コンサルタント料の50%
- ③ 入社日後3ヶ月超え6ヶ月以内に退社：コンサルタント料の10%

乙： 大分市大字光吉1134-3

株式会社 キャリア・エール

代表取締役 染矢 峰夫